

KHKからの お知らせ

委託調査研究・共同研究について



当協会では、長年にわたって培ってまいりました豊富かつ専門的なノウハウを駆使して、危険物等の保安の確保、向上に資する各種の調査研究を実施しております。これらの調査研究は、消防機関における保安指導の参考資料、さらには、事業所等における保安業務の指針として活用されています。

また、一般企業・業界団体等からの調査研究についても委託を受けております。

委託調査研究内容

- ① 業界団体として新たな基準作りが必要な事案
- ② 規制緩和等に向けた基礎調査
- ③ 社内教育に必要な教材(e-ラーニングシステム、視聴覚教材やテキスト)の製作及び監修
- ④ 民間企業から受託した新技術に関する調査・研究など



公正中立な第三者機関として各種調査や実験等を行い、必要に応じて学識経験者等を交えた委員会にて検討することも可能です。

また、重大事故発生時の第三者機関による事故調査委員会の事務局などご相談により対応をいたします。今後の当協会の事業推進に関連のあるテーマ・内容であれば共同研究などの対応もいたします。

当協会ホームページでは、最近実施した主な調査研究の報告書を掲載しております。

<http://www.khk-syoubou.or.jp/guide/research.html>

PickUp (最近の事例)

～新技術を活用した防災要員の減員に資する資機材の有効性に関する検討調査 (消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車)～

石油コンビナート等特別防災区域に存する特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法施行令(以下「政令」とします。)で定めるところにより防災要員を置き、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車(以下「3点セット」とします。)等の防災資機材等を備え付ける義務があります。この3点セットの機能を1台に集約した車両の有効性について、国内の消防車両を取り扱う企業から調査依頼があり、令和3年から令和4年にかけて調査検討を実施しました。

その結果、導入に際しては危険物施設の配置、活動場所、特定通路、屋外給水施設の状況、泡消火薬剤の補給体制等を考慮した個別評価が必要となりますが、3点セットの代替として消火活動ができることを確認しました。

この調査検討結果をもとに、政令等が改正(令和5年5月31日施行)され、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が3点セットを備え付けているものとみなされること、1台あたり防災要員5人とするものとされました。以下に法令改正の概要をご紹介します。

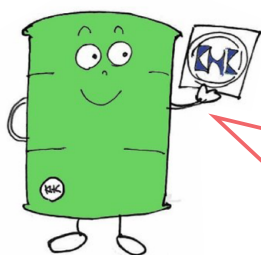
*「Safety&Tomorrow」210号 https://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/magazine/210/hourei_info.pdf

その後、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の省力化要件に関する検討について、同様に同社からの調査依頼があり、令和5年から令和6年にかけて、省力化資機材等を使用した活動の調査検討を行いました。調査の結果、防災資機材等による消火活動場所があること等の条件を前提として、「ホース延長用資機材」、「低反動ノズル」及び「携帯無線機」を使用する場合においては3人、「ホース延長用資機材」及び「低反動ノズル」を使用する場合においては4人で、それぞれ防災活動の有効性が確認できました。

この調査検討結果をもとに、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(以下「省令」とします。)が改正(令和6年8月9日施行)され、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の防災要員の減員及びその要件が明記されました。以下に省令改正の概要をご紹介します。

*「Safety&Tomorrow」218号 <https://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/magazine/218/gyosei01.pdf>

各事業者の皆様において危険物に関する様々な調査及び実験等の要望がございましたら、お気軽にご連絡ください。



【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 企画部 企画課

TEL 03-3436-2356

E-mail kikaku@khk-syoubou.or.jp